

岡山市自動車用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、電気自動車等及び電気自動車等用充電設備を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車等 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）がクリーンエネルギー自動車導入促進補助金において補助対象としている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。ただし、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあつては、普通・小型・軽乗用自動車及び普通・小型・軽貨物自動車に限る。

(2) 電気自動車等用充電設備 NeVがクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金において補助対象としている急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等を含む。以下「充電設備」という。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に掲げる補助対象機器を導入する事業とし、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。ただし、充電設備については新築住宅への設置を除く。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する者のうち、第4号又は第5号に規定する契約により補助対象機器を導入したものを除く。

(1) 補助対象機器を導入した個人又は事業者であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの

ア 補助対象機器の導入に係る契約の当事者であること。

イ 補助対象機器の代金の支払をし、その支払いに係る領収書の名宛人であること（割賦払いの場合は割賦契約の契約者であること。）。

ウ 当該補助対象機器を使用する者であること。

エ 市内に事業所を有し、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は運営費等の費用負担の比率が50%を超えない法人又は個人事業者であること（事業者の場合に限る。）。

(2) 集合住宅（分譲共同住宅及び賃貸住宅を含む。以下同じ。）に充電設備を導入した事業者又は分譲共同住宅の管理組合であって、前号ア及びイに掲げる要件を満たすもの。ただし、分譲共同住宅の管理組合が分譲共同住宅の共用部に充電設備を導入する場合にあっては、導入について当該分譲共同住宅の集会の決議を得ている場合に限る。

(3) 借り受けた事業所に充電設備を導入し、事業を営む事業者であって、第1号アからエまでに掲げる要件を満たすもの。ただし、所有者の同意を得ている場合に限る。

(4) 第1号から第3号までに規定する者に対し、賃貸借契約により補助対象機器を貸与したリース事業者

(5) 設置場所の所有者（岡山市が所有している場合を除く）から設置場所の許可を受け、充電サービスを提供する事業者が充電設備の設置と維持管理を行う事業形態（以下「第三者所有形態」という）により充電設備を設置した充電サービスを提供する事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者

(3) 虚偽の補助金交付申請を行った者

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって

対象となる経費（消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）を除く。以下「補助対象経費」という。）は、電気自動車等及び燃料電池自動車にあつては車両本体価格、充電設備にあつては、充電設備本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに諸経費及び申請代行手数料等の費用を除く。）から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。

（補助金額）

第6条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。

2 前項によって得られた額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付申請は、岡山市自動車用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月10日（当該日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日）とする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の補助金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条第1項の補助金交付決定及び確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助

金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（手続代行者）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。

2 補助金の交付申請等に係る手続の代行をする者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を履行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

（取得財産等の管理）

第11条 補助事業者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りでない。

（取得財産等の処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 市長は、補助対象機器を法定耐用年数の期間内に処分する者から新たな申請があった場合は、当該財産処分の承認手続きが完了するまで、新たな申請への補助金を交付しない。

（協力依頼）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウンキャンペーン、環境パートナーシップ事業への参加等、本市の地球温暖化対策の推進

に必要な協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象機器	個別要件	共通要件
電気自動車等	<p>次に掲げる要件のいずれをも満たすものであること。</p> <p>ア 電気自動車等の導入者と使用者が同一であること（導入者がリース事業者の場合を除く。）。</p> <p>イ 使用の本拠の位置が市内であること。</p> <p>ウ 自動車を販売する業を営む者が導入する電気自動車等にあっては、販売活動の促進に使用する車両（展示車・試乗車）でないこと。</p>	<p>1 補助対象機器の導入日（電気自動車等は初度登録日。充電設備は保証開始日又は施工日）が、市長が年度ごとに別に定める期間内であること。</p> <p>2 補助対象機器は未使用品（電気自動車等の場合は未登録車）であること。</p> <p>3 補助対象機器に係るリースの取り扱いについては、次のとおりであること。</p> <p>(1) 「法定耐用年数」以上の契約を締結していること。</p> <p>(2) リース事業者が補助対象機器を貸与する場合にあっては、補助対象機器の月々のリース料の額が、当該補助対象機器の借受人に対し、この要綱による補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。</p>
充電設備	市内に設置するものであること	<p>4 第三者所有形態に係る導入の</p>

		<p>場合にあつては、法定耐用年数以上の事業期間となっていること。</p>
--	--	---------------------------------------

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象機器	補助金額
電気自動車等	<p>補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額であつて、電気自動車のうち普通乗用自動車は 1 5 万円、小型・軽乗用自動車、普通・小型・軽貨物自動車は 1 0 万円、プラグインハイブリッド自動車は 1 2 万円、燃料電池自動車は 5 0 万円を上限とする。</p>
充電設備	<p>補助対象経費に 5 分の 1 を乗じて得た額であつて、1 5 万円を上限とする。</p> <p>1 設置場所あたりの上限は、1 年度につき 5 基を上限とする。</p>

別表第 3（第 7 条関係）

補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
電気自動車等	自動車検査証記録事項の写し	<p>1 契約書，見積書，注文書等補助対象機器に係る導入者及び経費の内訳が確認できる書類の写し</p> <p>2 領収書等の写し（割賦販売により設置する場合にあつては，現金支払い部分の領収書及び残金全額を支払うことが明記されている契約書等の写し）</p>
電気自動車等用充電設備	<p>ア 充電設備を導入する場所の位置図</p> <p>イ 設置状況を示す配置図</p> <p>ウ 補助対象機器の写真（導入場所がわかる設置機器の全体写真及びメーカー名，型式及び製造番号等導入さ</p>	

<p>れた機器が確認できる写真)</p> <p>エ 保証書，保証開始日が記載された納品出荷証明書又は施工証明書の写し</p> <p>オ 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書又は固定資産税の名寄帳等，建築年の記載があり、既存住宅への設置であることがわかるもの（住宅への導入の場合に限る。）</p> <p>カ 承諾書（申請者、同居の家族又はリースに係る借受人以外が所有する建築物及び土地に充電設備を設置する場合に限る。）</p> <p>キ 補助対象機器の導入に係る議決書の写し（分譲共同住宅の共用部分への導入の場合に限る。）</p> <p>ク 協議書等法定耐用年数以上の事業期間であることがわかる書類（第三者所有形態に係る導入の場合に限る。）</p>	<p>3 滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で，発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあっては，リース事業者，借受人双方のもの。）</p> <p>4 料金算定根拠明細書（様式第2号。申請者がリース事業者の場合に限る。）</p> <p>5 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。発行後3月以内のもの。申請者がリース事業者の場合にあっては，リース事業者，借受人双方のもの。）</p> <p>6 直近の確定申告書Bの写し（申請者が個人事業者の場合に限る。ただし，新規事業者の場合にあっては，税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し）</p> <p>7 賃貸借契約書の写し（リースに係る導入の場合に限る。）</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類</p>
---	---